

# 重要事項説明書

( 通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション )

版:令和8年 6 月 1日版

## 1. 事業者

事業者の名称	医療法人 光慈会
法人所在地	愛知県知立市新林町北林 44 番地
法人種別	医療法人
代表者名	理事長 六鹿 直視
電話番号	0566-81-1110

## 2. ご利用施設

施設の名称	医療法人 光慈会 知立老人保健施設
施設の所在地	愛知県知立市新林町北林 44 番地
施設長	浅野 良夫
電話番号	0566-81-1110
FAX 番号	0566-81-5501

## 3. ご利用施設であわせて実施する事業

区分	事業の種類	指定年月日	指定番号	利用定員	知立市基準 該当サービス
施設	介護老人保健施設	平成 24 年 4 月 1 日	2354480010	100 人	該当
居宅	通所リハビリテーション	平成 24 年 4 月 1 日	2354480010	90 人	該当
	短時間通所リハビリテーション	平成 26 年 4 月 1 日	2354480010	5 人	該当
	短期入所療養介護	平成 24 年 4 月 1 日	2354480010		該当
	訪問リハビリテーション	平成 15 年 5 月 1 日	2374400337		該当

#### 4. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	本事業は、要介護状態(又は要支援状態)にある利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通所リハビリテーション計画(又は介護予防通所リハビリテーション計画)に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、並びに食事・入浴等の日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、在宅生活の継続を支援することを目的とする。
施設運営の方針	当事業所においては、利用者の特性を踏まえて医師の管理の下、利用者と家族の希望を聴取した上で、個別の通所リハビリテーション計画に基づきサービスを提供し、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を在宅において営むことができるよう支援する。また、地域の居宅介護支援事業者(ケアマネジャー)等との緊密な連携に努める。

#### 5. 施設の概要

##### 介護老人保健施設

敷地面積	6,142.82 m <sup>2</sup>
建物構造	鉄筋コンクリート造 3階建て
延べ床面積	5,152.71 m <sup>2</sup>
利用定員	90名

##### (1) 主な設備

設備の種類	数	面積	1人当たりの面積
食堂	1室	257.65 m <sup>2</sup>	2.24 m <sup>2</sup>
機能訓練室	1室	96.16 m <sup>2</sup>	1.30 m <sup>2</sup>
一般浴室	1室	74.59 m <sup>2</sup>	
機械浴室(特殊浴槽)	1台		

## 6. 職員体制(主たる職員)

(1)管理者 1名(常勤兼務職員・医師との兼務)…施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う

(2)従業者(常勤または常勤換算後の員数)

職種	員数	職種	員数
管理者(医師)	1名以上	作業療法士	3名以上
薬剤師	1名以上	理学療法士	2名以上
看護職員	1名以上	管理栄養士	1名以上
介護職員	10名以上	給食	委託
支援相談員	1名以上	事務員	1名以上

## 7. 職員の勤務体制

職種	勤務体制	休暇
施設長(医師)	月～土曜日(8:45～17:15)	日曜・祝祭日
支援相談員	正規の勤務時間帯(8:45～17:15 常勤)	4週8休
介護職員	早番／日勤／遅番／夜勤(16:15～翌 9:15)	原則として4週8休
看護職員	早番／日勤／遅番／夜勤(16:15～翌 9:15)	原則として4週8休
リハビリ職員	週6日(月～土)8:45～17:15	4週8休
管理栄養士	正規の勤務時間帯(8:45～17:15 常勤)	4週8休

(注)上記の職員数は、常勤あるいは常勤換算をしたものです。

## 8. 施設サービスの内容

送迎	利用者の希望、身体状況および通所計画に基づき、居宅と当事業所間の送迎を行います。安全第一を最優先とし、必要に応じて乗降時の介助や車椅子での対応、居宅内(玄関等)への移動介助も適切に行います。
食事・栄養管理	<p>管理栄養士の立てる献立により、栄養・嗜好・身体状況(咀嚼・嚥下機能、治療食等)に配慮した食事を提供します。(ランチ・おやつバイキング、各種行事食等)食事の場所は、他の利用者との社会的交流や離床促進の観点から食堂(ダイルーム)での提供を基本とします。</p> <p>***管理栄養士・歯科衛生士・リハビリ職等が連携し、栄養アセスメント及び個別栄養管理・指導を一体的に実施することで、低栄養状態の予防・改善とリハビリ効果の最大化を図ります。</p>

排泄介助・自立支援	利用者の心身の状況に応じて適切な排泄介助・誘導を行うとともに、在宅での排泄自立や動作維持を見据え、通所計画に基づき、自立した排泄動作に向けた取り組み(トイレ誘導や動作訓練)を実施します。
入浴・入浴介助	ケアプランおよび通所計画に基づき、一般浴室または特殊浴槽(機械浴)を用いて、安全で快適な入浴サービスを提供します。在宅での入浴動作の獲得・維持(一般的入浴介助・入浴介助加算等の要件)を視野に入れた支援を行います。なお、感染症の拡大、気象条件、またはやむを得ない事情により安全確保が困難な場合は、実施時期の調整や部分浴・シャワー浴への代替対応を行うことがあります。
機能訓練	<p>医師の指示に基づき、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の専門職が、在宅生活の継続・日常生活動作(ADL・IADL)の維持向上を目的とした「通所リハビリテーション計画書」を作成し、本人・家族に説明の上、個別または集団での効果的なリハビリテーションを提供します。</p> <p>****リハビリテーション、個別機能訓練、栄養管理、口腔管理を一体的に実施し、科学的介護情報システム(LIFE)へのデータ提出・活用により、PDCA サイクルに沿った継続的な質の向上を図ります。</p>
健康管理	通所受入時に看護職員等によるバイタルチェック(体温・血圧・脈拍等)及び問診による健康状態の把握を行います。利用中に体調不良や緊急事態が生じた場合は、速やかに施設の医師に報告し適切な応急処置を行うとともに、主治医、ご家族、及び担当ケアマネジャーに責任をもって引き継ぎます。
社会生活上の便宜	利用者一人ひとりの趣味・嗜好・これまでの生活歴を尊重し、日常生活に豊かさや生きがいをもたらす活動(クラブ活動、機能維持を兼ねた認知症予防レク等)や、季節の行事(誕生会・納涼祭・クリスマス会等)を企画・実施します。他者との交流を通じ、社会的孤立感の解消や意欲の向上を図ります。

## 9. 利用料

法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の定める額に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額
法定代理受領でない場合	介護報酬の告示上の額

サービス区分	通所リハビリテーション	地域区分	5級地	10.55
		介護負担割合	1割	0.1
		地域区分×介護保険負担		1.055

知立老人保健施設通所リハビリテーション【要支援】利用料金ご案内

改定日:2026.6.1

■通所リハビリテーション 要支援1～2

要介護度	基本単位数/月	①各種加算込の利用料(円)/月	②処遇改善金(円)/月	自費料金		利用量月額概算(円)	
				日額	自費合計	要支援1:4回/月・要支援2:8回/月	
要支援1	2268	2,527	279	昼食(おやつ)	859	1,124	7,302
要支援2	4228	4,688	520	CSセットA	165		14,200
				教養娯楽費	100		

知立老人保健施設通所リハビリテーション【要介護】  
費用のご案内

改定日: 2026.6.1

サービス区分	通所リハビリテーション	地域区分	5級地	10.55
		介護負担割合	1割	0.1
		地域区分×介護保険負担		1.055

■通所リハビリテーション 7時間以上8時間未満 (リハビリマネジメント加算(ハ)を含む)

要介護度	基本単位数/日	①各種加算込の利用料(円)/日	②処遇改善金(円)/日	自費料金		利用料概算(円)/月 週2×4週の場合/月
				円/日	円/日	
要介護1	762	1,777	197	859	昼食・おやつ	24,784
要介護2	903	1,926	213	165	CSセットA	26,104
要介護3	1046	2,077	229	100	教養娯楽費	27,440
要介護4	1215	2,255	250			29,032
要介護5	1379	2,428	269	1,124	自費合計	30,568

■通所リハビリテーション 6時間以上7時間未満 (リハビリマネジメント加算(ハ)を含む)

要介護度	基本単位数/日	①各種加算込の利用料(円)/日	②処遇改善金(円)/日	自費料金		利用料概算(円)/月 週2×4週の場合/月
				円/日	円/日	
要介護1	715	1,723	190	859	昼食・おやつ	24,296
要介護2	850	1,866	206	165	CSセットA	25,568
要介護3	981	2,004	221	100	教養娯楽費	26,792
要介護4	1137	2,169	240			28,264
要介護5	1290	2,330	258	1,124	自費合計	29,696

■通所リハビリテーション 1時間以上2時間未満(短時間)

要介護度	基本単位数/日	①各種加算込の利用料(円)/日	②処遇改善金(円)/日	自費料金		利用料概算(円)/月 週2×4週の場合/月
				円/日	円/日	
要介護1	369	1,322	146			11,984
要介護2	398	1,353	149			12,256
要介護3	429	1,386	152	30	教養娯楽費	12,544
要介護4	458	1,416	157			12,824
要介護5	491	1,451	160	30	自費合計	13,128

						地域係数(5級地)/円	10.55	
要介護		単位数/日	1割	2割	3割	備考		
基本報酬	①基本報酬(1日あたり)7時間以上8時間未満	単位数/日						
	要介護1/日	762	803	1607	2411		★	
	要介護2/日	903	952	1905	2857		★	
	要介護3/日	1046	1103	2207	3310		★	
	要介護4/日	1215	1281	2563	3845		★	
	要介護5/日	1379	1454	2909	4364		★	
	②基本報酬(1日あたり)6時間以上7時間未満	単位数/日						
	要介護1/日	715	754	1508	2262		★	
	要介護2/日	850	896	1793	2690		★	
	要介護3/日	981	1034	2069	3104		★	
	要介護4/日	1137	1199	2399	3598		★	
	要介護5/日	1290	1360	2721	4082		★	
	③基本報酬(1日あたり)1時間以上2時間未満	単位数/日						
	要介護1/日	369	389	778	1167		★	
	要介護2/日	398	419	839	1259		★	
	要介護3/日	429	452	905	1357		★	
	要介護4/日	458	483	966	1449		★	
	要介護5/日	491	518	1036	1554		★	
	要支援	単位数/日						
	要支援1/月	2268	2392	4785	7178		★	
要支援2/月	4228	4460	8921	13381		★		
日次加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(要介護)	22	23	46	69		★	
	リハビリテーションサービス提供体制加算(6h以上7h未満/要介護のみ)	24	25	50	75		★	
	リハビリテーションサービス提供体制加算(7h以上/要介護のみ)	28	29	59	88		★	
	短期集中リハビリテーション加算(要介護)	110	116	232	348		△	
	若年性認知症利用者受入れ加算(要介護/日)	60	63	126	189		△	
	理学療法士体制強化加算(1時間以上2時間/要介護)	30	31	63	94		★	
	イ 入浴介助加算(Ⅰ)	40	42	84	126		★	
	ロ 入浴介助加算(Ⅱ)	60	63	126	189		△	
	中重度者ケア体制加算	20	21	42	63		-	
	送迎減算(送迎を行わない場合/片道)	-47	-50	-100	-149		△	
	同一建物居住者減算	-94	-100	-199	-298		-	
	指定予防通所リハビリテーションの利用が12ヶ月を超える場合 支援1	-120	-127	-254	-380		-	
	支援2	-240	-254	-507	-760		-	
	月次加算	リハビリテーションマネジメント加算(イ)6か月以内(要介護)	560	590	1181	1772		-
		6か月以上(要介護)	240	253	506	759		-
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)6か月以内(要介護)		593	625	1251	1876		-	
6か月以上(要介護)		273	288	576	864		-	
リハビリテーションマネジメント加算(ハ)6か月以内(要介護)		793	836	1673	2509		★	
6か月以上(要介護)		473	499	998	1497		★	
医師が直接説明をした場合には、リハマネ加算に加算される(要介護)		270	284	569	854		△	
若年性認知症利用者受入れ加算/月(要支援)		60	63	126	189		△	
科学的介護推進体制加算/月(要介護/要支援)		40	42	84	126		★	
重度療養管理加算(要介護)		100	105	211	316		△	
生活行為向上リハビリテーション実地加算(要介護)		1250	1318	2637	3956		△	
(要支援)		562	592	1185	1778		△	
栄養アセスメント加算(介護)		50	52	105	158		△	
栄養改善加算(2回まで・介護/支援)		200	211	422	633		△	
サービス提供体制加算 要支援1		88	92	185	278		△	
サービス提供体制加算 要支援2		176	185	371	556		△	
都度加算		イ 8時間以上9時間未満の場合	50	52	105	158		△
		ロ 9時間以上10時間未満の場合	100	105	211	316		△
		ハ 10時間以上11時間未満の場合	150	158	316	474		△
		ニ 11時間以上12時間未満の場合	200	211	422	633		△
	ホ 12時間以上13時間未満の場合	250	263	527	791		△	
	ヘ 13時間以上14時間未満の場合	300	316	633	949		△	
	一体的サービス提供加算(支援)	480	506	1012	1519		△	
	短期集中リハビリテーション加算	110	116	232	348		△	
	認知症短期集中リハビリテーション実地加算(Ⅰ)	240	253	506	759		△	
	(Ⅱ)	1920	2025	4051	6076		△	
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)/回(介護/支援)	20	21	42	63		-	
	(介護/支援)	5	5	10	15		-	
	口腔機能向上加算(Ⅰ)(介護/支援)	150	158	316	474		-	
	口腔機能向上加算(Ⅱ)イ(介護)	155	163	327	490		-	
	口腔機能向上加算(Ⅱ)ロ(介護/支援)	160	168	337	506		-	
	退院時共同指導加算/1回(介護/支援)	600	633	1266	1899		△	
	栄養改善加算(2回まで・介護/支援)	200	211	422	633		-	
	移行支援加算	12	12	25	37		△	
	介護職員処遇改善加算Ⅰロ		所定単位数合計×11.17%					

■おむつ代のご案内(円)

パット代	S	40
	M	60
	L	80
紙パンツ		150
布おむつ		40
処理代		20

■ご利用時間の延長について

30分延長事	500円
夕食代	707円

■CS(ケアサポートセット)について

通所セット	165円
-------	------

※本サービスは、(株)エラン様提供のサービスです

※日用品・タオルの定額(日額)制サービスとなります

※利用量は、介護保険法規定に基づき、ご者毎の利用負担に応じて徴収しております  
 ※表内の「★」表記されている加算は、新設時の必須加算となります。「△」表記は、ご利用状況により算定となる場合がある加算となります。

## 9-2. 利用料の支払い方法

料金の計算・締め日	利用料は毎月1日から末日までの期間を1ヶ月として計算します。
請求書の交付	毎月1ヶ月分の請求書(および利用明細書)を、翌月11日頃までに発行し、原則として、ご指定して頂いた宛先に郵送いたします。
支払い期日	<p>利用料のお支払いは、原則として**「口座振替(自動引き落とし)」にてお願いいたします。【振替日】指定口座より、<b>利用月の翌月23日</b>** (金融機関が休業日の場合は翌営業日)に自動引き落としいたします。</p> <p>※口座手続きが完了するまでの間や、やむを得ない事情がある場合は、当施設窓口での現金支払い、または指定口座への銀行振込(振込手数料は利用者負担)にて、翌月末日までにお支払いください。</p>
費用の変更	介護報酬の改定、その他経済情勢の大幅な変動等により利用料や実費負担額を変更する場合は、原則として実施の1ヶ月前までに、理由を付した文書にて利用者およびご家族に通知し、事前に説明を行います。
利用料の滞納	<p>費用の変更介護報酬の改定、その他経済情勢の大幅な変動等により利用料や実費負担額を変更する場合は、原則として実施の1ヶ月前までに、理由を付した文書にて利用者およびご家族に通知し、事前に説明を行います。</p> <p>※利用料の滞納正当な理由なく利用料のお支払いが滞り、督促にもかかわらず一定期間(3ヶ月)お支払いがなされない場合は、誠に不本意ながら、本サービスの提供を停止、または契約を解除させていただくことがあります。</p>

## 10. 個人情報の取り扱い

個人情報管理責任者	施設長 浅野 良夫
同意書	利用者及びご家族の個人情報の利用目的及び使用に関しては、別途「個人情報の利用目的及び使用に関する同意書」により事前に同意を取得し、法令を遵守して適切に管理・使用します。

## 11. 事故発生時の対応と損害賠償

<p>事故発生時の対応</p>	<p>① サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者の安全確保および医師・看護職員による応急処置を最優先に対応します。</p> <p>② 速やかに利用者・ご家族、および**担当居宅介護支援事業者(ケアマネジャー)**に連絡します。</p> <p>③ 施設内での対応が困難な場合は、必要に応じて医療機関への搬送等の対応を行います。</p> <p>④ 市区町村・都道府県、および保険者への事故報告を自治体の定める基準に従い速やかに行います。</p> <p>⑤ 事故の経緯・原因を詳細に記録し、事故対策委員会において再発防止策を講じ、施設内で周知徹底します。</p>
<p>損害賠償保険</p>	<p>「介護老人保健施設総合補償制度」等の損害賠償保険に加入しており、当施設のサービス提供に伴い、当施設の責任(過失)に起因する事故等により利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、法律上の損害賠償責任の範囲において、同制度の規定に基づき速やかに賠償します。</p>

## 12. 虐待防止に関する取り組み

<p>基本方針</p>	<p>利用者の人権と尊厳を守り、虐待を防止するため、以下の体制を整備し、全職員への周知徹底と意識向上に努めています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 虐待防止委員会の定期的な開催(年 2 回以上)および委員会での報告・分析</li> <li>2. 職員に対する虐待防止・人権擁護に関する定期的な研修の実施(年 2 回以上)</li> <li>3. 虐待の防止のための指針の整備</li> </ol>
<p>虐待防止責任者</p>	<p>施設長 浅野 良夫</p>

## 13. 身体拘束廃止に関する取り組み

<p>基本方針</p>	<p>当施設では、利用者の安全と尊厳を重視し、原則として身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。ただし、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、**緊急やむを得ない場合(切迫性・非代替性・一時性の 3 要件を全て満たす場合)**に限り、医師の指示・判断の下、慎重な手続きを経て最小限の範囲で実施することがあります。その際は、ご家族へ事前に(困難な場合は事後に速やかに)理由や期間を説明し、同意をいただきます。</p>
-------------	--

## 14. 業務継続計画(BCP)への取り組み

<p>取り組み内容</p>	<p>感染症(新型コロナウイルス・インフルエンザ等)の蔓延、および大規模な自然災害(地震・風水害等)の発生時であっても、必要な介護・医療サービスを継続して提供できるよう、それぞれの業務継続計画(BCP)を策定しています。また、計画の実効性を高めるため、定期的な机上訓練・シミュレーション(年1回以上)を実施するとともに、必要に応じて計画の見直し・改定を行います。</p>
---------------	---

## 15. サービスについての相談窓口及び苦情申し立て先

<p>施設内相談窓口</p>	<p>【窓口担当】 近藤・佐藤・中村・加藤          【受付時間】 月曜～土曜 午前9時～午後5時(日曜・祝祭日・年末年始を除く)          【電話】 0566-81-1110          【面接】 電話にてご予約の上、相談室にて対応          【苦情箱】 1F 南側エレベーター前「意見箱」</p>
<p>行政窓口</p>	<p>知立市 長寿介護課 介護保険係 0566-95-0122          刈谷市 長寿課 介護認定給付係 0566-62-1013          安城市 高齢福祉課 介護給付係 0566-71-2226          愛知県国民健康保険連合会 052-971-4165</p>

※知立市介護保険課の電話番号は変更になる場合があります。最新情報は知立市ホームページでご確認ください。

## 16. 協力医療機関

### (1) 協力病院

<p>名称</p>	<p>医療法人 秋田病院</p>
<p>院長名</p>	<p>加藤 孝之</p>
<p>所在地</p>	<p>愛知県知立市宝 2 丁目 6 番地 12</p>
<p>電話番号</p>	<p>(0566)81-2763</p>
<p>診療科</p>	<p>整形外科／外科／脳神経外科／リハビリテーション科／内科／小児科／胃腸科／放射線科 等</p>
<p>入院設備</p>	<p>150 床</p>
<p>救急指定</p>	<p>有</p>
<p>契約の概要</p>	<p>協力病院</p>

## (2)協力病院

名称	医療法人 豊田会 刈谷豊田総合病院
院長名	吉田 憲生
所在地	刈谷市住吉町 5 丁目 15 番地
電話番号	(0566)21-2450
診療科	内科／精神神経科／神経内科／循環器科／皮膚科／泌尿器科／産婦人科／小児科／外科／整形外科／脳神経外科／眼科／耳鼻咽喉科／歯科 口腔外科／リハビリテーション科／放射線科／救急・集中治療部 等
入院設備	704 床
救急指定	有
契約の概要	協力病院

## 17. 非常災害時の対策

平時の取り組み	・「知立老人保健施設 消防計画」に基づき、昼間・夜間を想定した避難訓練を年 2 回実施しています。 ・業務継続計画(BCP)に基づく訓練を年 1 回以上実施しています。(第 14 項参照)
非常時の対応	「知立老人保健施設 消防計画」および「業務継続計画(BCP)」に則り対応を行います。
消防計画等	消防署届出日:平成 16 年 3 月 29 日 防火管理者:太田 雄士

## 18. 施設ご利用にあたっての留意事項

来訪・面会	来訪者は面会時間を守り、1F受付にて、検温・体調確認と面会記録に記載をお願いします。 ※感染症の発生時及び流行期においては、面会方法を変更する場合がございます。
外出・外泊	外泊・外出の際は必ず行き先と帰宅予定時間を職員に申し出てください。【外出・外泊は予定の 3 日前までにご相談下さい。】
居室・設備器具の利用	施設内の居室や器具は本来の用法に従ってご利用ください。違反による破損等が生じた場合、賠償いただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙・飲酒はできません。
迷惑行為	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。他の利用者の居室等にみだりに立ち入らないようにしてください。

宗教・政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動・政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み(面会時含め)及び飼育はお断りします。
その他	反社会的行為により他の利用者の迷惑にならないようにしてください。体調不良の際は速やかに職員に申し出てください。

## 19. ハラスメント・禁止事項について

はじめに(法的根拠)	
根拠法令	<p>本項は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(労働施策総合推進法)の改正(令和8年施行)に基づき、職員の就業環境を害するカスタマーハラスメントに対する必要な措置として定めるものです。</p> <p>当施設は、利用者様・ご家族等と良好な関係のもとで質の高いケアを継続するため、以下のとおり禁止行為を定め、問題発生時は毅然と対応します。</p>
1. カスタマーハラスメント(職員等に対するハラスメント行為)	
定義・基本方針	<p>利用者様、身元引受人、又はご家族様等(以下「関係者」)による職員(他の利用者様を含む)への以下の行為を禁止します。</p> <p>これらの行為が認められた場合、当施設はご利用者・関係者に対し行為の中止を求めます。改善が見られない場合は、サービスの提供を一時停止し、または契約を解除させていただきますことがあります。</p>
①身体的な攻撃	職員に対する暴力、胸ぐらをつかむ、小突く、唾を吐く、物を投げつける等の行為。
②精神的な攻撃	大声での威嚇、暴言、「バカ」「給料泥棒」「仕事を辞めさせる」等の侮辱・人格否定、SNS等での個人名を出した誹謗中傷。
③セクシャルハラスメント	意に添わない性的な言動(性的な発言・不適切な言葉の使用・身体への不必要な接触・性的な要求等)。性別・年齢に関わらずすべての職員が対象です。
④過剰または不当な要求	介護保険制度や契約の範囲を超えた不可能なサービスの強制、執拗な謝罪の要求(土下座の強要等)。

⑤拘束的行為	職員を事務室等に閉じ込める、長時間の居座り、電話による長時間の拘束、業務の妨害。
⑥プライバシーの侵害	施設内での職員や他の利用者様の無断写真・動画撮影、音声録音、およびそれらを許可なくインターネットや SNS 等へ投稿・公開する行為。
2. 施設運営・共同利用の秩序を乱す行為	
①他の利用者様への迷惑行為	許可なく他の利用者様の居室(または個人スペース)に立ち入ること、他人の私物を無断で使用・移動すること、利用者様同士での物品の押し売りや買い取りを強要すること。
②騒音・大音量	テレビやラジオ等を大音量で流す、深夜・早朝に騒ぐなど、他の利用者様の安眠や平穏な生活(サービス利用)を妨げる行為。
3. 安全管理・衛生面に関する行為	
①危険物の持ち込み	火薬類、引火性液体、刃物(包丁、ナイフ、カッター等)、その他他の利用者様や職員に危害を加える恐れのある物品の無断持ち込み。
②無断離設	施設の安全管理上、事前に所定の手続き(届出)を行わずに施設外へ出ること。
③設備の破損・無断改造	施設の建物や備品を故意に破損・汚損すること、備え付けの設備を勝手に改造・変更する行為。
4. 金銭・物品の授受に関する行為	
①職員への「心づけ」の禁止	介護報酬や定められた利用料金以外に、職員個人に対して金銭、贈答品、チップなどを渡す行為。 ※職員への一任・特定の配慮を求める行為を防ぐため、一律でお断りしております。
②利用者様同士の金銭・物品の貸し借り	紛失や「返さない」等のトラブルを防ぐため、利用者様同士での金銭・物品の貸し借りはお断りします。

